

## 令和 8 年度安曇野市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時：令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：安曇野市役所 3 階 会議室 301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 櫻井義之、学校給食課長 小林良士、

生涯学習課長 財津達弥、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 兼 こども園

幼稚園課長 丸山大輔、こども園幼稚園課長補佐 兼 保育所長 平川美智子、

学校教育課教育指導室長 山口隆志

書 記：学校教育課長補佐 兼 教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 0 名

傍聴人 1 名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和 8 年 5 月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 5 月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

安曇野は新緑のまぶしい爽やかな季節を迎えております。本庁舎隣の美術館バラ園でも色とりどりの花が咲き競い、今日も大勢の方々が楽しんでおられました。日展安曇野展の入館者も後半に入り、さらに増えてきているようでございます。心安らぐ空間で多彩な芸術作品の中から、その人なりの新たな出会いが生まれることを願っております。

では、本日もご審議よろしくをお願いいたします。

---

◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、議案第6号、第7号、報告第1号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがある案件として、議案第2号、第3号、第8号、第10号、報告第5号、以上8件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案6件、報告事項2件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第2号、第3号、第6号から第8号、第10号、報告第1号及び第5号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号、第4号、第5号、第9号、報告第2号から第4号を公開とし、以後、会議を非公開として残りの議案を扱います。

なお、議案第9号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

---

◎議案第1号

**教育長** それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

**教育部長** 個別具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について、学校教育課長から説明いたします。

**学校教育課長** 「市内小中学校職員の職務に専念する義務の免除の取扱いに関する訓令について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**遠藤委員** 具体的なことをちょっと教えていただきたいんですが、2番の規程に定める団体についての文言の中に、各学校で持ち回りや充て職で職員が役員を務めるものがあったというのは、具体的に学校の中のどういう立場のことなのかということが1点。

それと、あと特例に関する規則にあるその職を兼ねることが特に必要と認められる団体等の職員の職を兼ねることとか、あと3ページの中に特に必要と認められる団体が五つあるんですが、その中で教育会とか、研究集会、この中に職を兼ねる、職員が職を兼ねるというのは具体的にどういう職になるんでしょうか。

**学校教育課長** まず、1点、先ほどの団体ということです。これまで慣例的に務めてきた持ち回りの団体という、それがこちらにある教育会ですとか、教育研究集会、または互助会の組合とか、そういったものの役職、これに関係する役職の方々のものが職務専念義務の免除の願いということで出されてきたものになります。それを取りまとめたものがこちらになるということです。

**遠藤委員** では、具体的に教育会の中で、市の職員が教育会の職員の職を兼ねることなんでしょうか。

**学校教育課長** 市の職員ではなくて、小中学校の職員ということで、実際、先生方とか、そういった方になります。

**遠藤委員** 分かりました。市の職員がというふうに読んでしまったので、違いますよね。おかしいなと思っていたんです。了解です。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、議案第1号 市内小中学校職員の職務に専念する義務の免除の取扱いに関する訓令については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。議案第1号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第4号

**教育長** 次に、議案第4号について議題とします。

説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「安曇野市公民館活動功労者表彰要綱の一部改正について」資料により説明。

**教育長** では、このことについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**遠藤委員** 使われている館長等の具体的な意味というか、中身、対象なんですけれども、私自身は地域公民館長と地区公民館長というのがあって、地域公民館長というのは、堀金公民館とか、三郷公民館の館長で、地区公民館というのが、例えば穂高の中の何々区の館長のことを地区公民館長と呼ぶのかなというふうに理解しているんですが、今度この中に、資料の中にある分館長というのは、今、言う地域公民館長のことで、イコールということによろしいでしょうか。

**生涯学習課長** 今、お話しされたとおり、地域公民館がそれぞれの5地域の地域にある公民館を分館と呼んでおります。

**遠藤委員** イコール、地域公民館長イコール分館長でいいということですよ。分かりました。続けてなんですけれども、となると分館長または教育指導員、対象から除外することなんですけれども、理由は何なんでしょうか。

**生涯学習課長** 分館長、それから社会教育指導員については、功績に応じて県に市の教育委員会が推薦して、県の表彰を受ける対象となっていますので、市教育委員会として必要なのは地区公民館の活動推進の部分だけでいいのではないかと、市の公民館長会でも話になりましたので、そのように要綱を改正したいというものです。

**遠藤委員** 分かりました。ありがとうございました。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、議案第4号 安曇野市公民館活動功労者表彰要綱の一部改正については、

承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認いただきました。

---

◎議案第5号

教育長 次に、議案第5号について議題とします。

説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第5号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号は承認いただきました。

---

◎議案第9号

教育長 次に、議案第9号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

事前にご覧いただいているということで、特にご意見ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案書のとおり、共催3件、後援2件は、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第9号は承認いただきました。

---

◎報告第2号

**教育長** 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき、私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

初めに、報告第2号について説明をお願いします。

**子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長** 「潜在的待機児童数の公表について」資料を読み上げ。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**金子委員** 59ページのところの一番下のところに潜在的待機児童の説明があるんですけども、その中で特定の施設のみを希望しているというところの内容をちょっと教えていただければありがたいです。

**子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長** 例えば、市内に今、19の園があるんですけども、例えば明科北こども園では空きがあるんですけども、私は豊科じゃなきゃ嫌だとか、そういった場合になります。

**金子委員** 分かりました。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、報告第2号 潜在的待機児童数の公表については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。報告第2号は了承いただきました。

---

◎報告第3号

**教育長** 次に、報告第3号について説明をお願いします。

**学校教育課長** 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、ただいま報告のありました12件の後援については、了承ということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は了承いただきました。

---

◎報告第4号

教育長 次に、報告第4号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

教育長 それでは、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。  
特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第4号 各課の報告については、了承ということでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は了承いただきました。

では、以降の議題につきましては非公開となります。

傍聴の皆様、ありがとうございました。

(以後、非公開)

---

◎議案第2号 安曇野市公民館条例の一部改正について

◎議案第3号 安曇野市公民館管理規則の一部改正について

◎議案第6号 安曇野市社会教育委員の委嘱について

◎議案第7号 安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱について

◎議案第8号 安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

◎議案第10号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項

に係る書面の取り交わしについて

◎報告第1号 安曇野市教育支援委員会に係る委員の委嘱等について

◎報告第5号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

**教育長** 次に、その他の事項に移ります。

他に何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

**教育部長** 長時間にわたりまして、しっかりご審議をいただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和8年5月定例会を閉会といたします。